

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人共益型三重県臨床工学技士会と称する。

### (事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### (目 的)

第 3 条 当法人は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、地域の福祉、医療の普及発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の職業倫理の高揚に関すること
- (2) 会員の学術技能の研鑽及び資質の向上に関すること
- (3) 会員の社会的地位の向上と相互福祉に関すること
- (4) 会員の業務を通じて地域保健事業の推進及び協力に関すること
- (5) 内外関連団体との連帯交流に関すること
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告方法)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

### (機 関)

第 6 条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第 2 章 会 員

### (種 別)

第 7 条 当法人は、次の 4 種の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 11 条第 1 項第 5 号等に規定する社員とする。

- (1) 正会員 臨床工学技士の免許を有し、三重県内に在住、又は勤務する者で当法人の目的に賛同する個人。なお、当法人の正会員は、日本臨床工学技士会の会員になるものとする。
- (2) 育成会員 当法人の目的に賛同する学校法人法に基づく臨床工学技士養成校の学生個人。但し、臨床工学技士の免許取得前の養成課程に所属しているものとする。
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助する個人、又は団体。なお、臨床工学技士の免許を有する者は賛助会員となることができないものとする。
- (4) 名誉会員 当法人に顕著な功勞のあった者、又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者

### (入 会)

第 8 条 当法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書、入会金及び、当該年度の会費を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。但し、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。

### (入会金及び会費)

第 9 条 正会員、育成会員及び賛助会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

### (社員名簿)

第 10 条 当法人は、正会員、育成会員、賛助会員及び名誉会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の正会員、育成会員、賛助会員及び名誉会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」記載した住所又は正会員、育成会員、賛助会

員及び名誉会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第11条 会員は、退会届を会長に提出することにより、当法人を退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとみなす。

- (1) 死亡又は解散したとき。
- (2) 正会員にあつては、臨床工学技士の免許を取り消されたとき。
- (3) 正会員、育成会員及び賛助会員にあつては、正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 法人法上の総社員の同意があつたとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 正会員にあつては、公益社団法人日本臨床工学技士会を退会したとき。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、法人法第49条第2項第1号の定めるところによる社員総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、かつ、社員総会において弁明する機会を付与しなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損したとき。
- (3) 当法人の目的に違背する行為があつたとき。
- (4) 前各号のほか、正当な理由があるとき。

2 前項の規定により、除名の決議がなされたときは、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会費等の不返還)

第13条 会員が第11条の規定により、当法人を退会した又は退会したものとみなされた場合であっても、既に納入した入会金、及びその他の拠出品は、これを返還しない。

### 第 3 章 社 員 総 会

(種 別)

第 1 4 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構 成)

第 1 5 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権 能)

第 1 6 条 社員総会は、法人法に規定する事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 入会金及び会費
- (4) 収支決算報告
- (5) 事業計画案及び収支予算案
- (6) その他本会の運営に関する重要事項として理事会において総会に付議した事項

(開 催)

第 1 7 条 定時社員総会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招 集)

第 1 8 条 社員総会は、法人法第 3 7 条第 2 項の規定に基づく招集を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定に基づく請求があったときは、その日から 3 0 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員に対し、書面をもって、会日より 7 日前までに招集通知を発しなければならない。但し、社員総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができるとする

きは、14日前までに招集通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第19条 社員総会は、社員（正会員）全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第20条 社員総会の議長は、その総会において、出席社員（正会員）の中から選任する。

(決議の方法)

第21条 社員総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員（正会員）の議決権の3分の1以上を有する社員（正会員）が出席し、出席した当該社員（正会員）の議決権の過半数をもって行う。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない社員（正会員）は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、書面によって行使した議決権の数は、前条に定める出席した社員（正会員）の議決権の数に参入する。

(社員総会の決議の省略)

第23条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員（正会員）から提案があった場合において、その提案に社員（正会員）の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

2 議事録には、議長及び出席した社員（正会員）の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

## 第 4 章 役 員

(種 別)

第 2 5 条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上17名以内(会長及び副会長を含む)
- (2) 監事 2名

(選任等)

第 2 6 条 当法人の役員は、次の定めによって選任、選定する。

- (1) 代表理事は、理事会において理事の中より1名を選定し、また、会長とする。
- (2) 副会長は、理事会において理事の中より1名以上2名以内を選定する。
- (3) 理事は、社員総会において、総社員(正会員)の議決権の3分の1以上を有する社員(正会員)が出席し、出席した当該社員(正会員)の議決権の過半数により、社員(正会員)の中より選任する。
- (4) 監事は、社員総会において社員総会において総社員(正会員)の議決権の3分の1以上を有する社員(正会員)が出席し、出席した当該社員(正会員)の議決権の過半数により、社員(正会員)の中より選任する。
- (5) 監事は、理事を兼ねることができない。

(職 務)

第 2 7 条 当法人の役員は、次の職務を行う。

- 2 会長は、当法人を代表し、会務を総轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
  - (2) 当法人の業務並びに財産の状況を監査すること。
  - (3) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 2 8 条 当法人の理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員によって選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は再任を妨げない。但し、会長については、3選を限度とする。
- 5 会長は第4項に定める場合を除き、連続して同一施設から選定することはできない。

(解 任)

第29条 当法人の役員が次の各号の一つに該当するときは、社員総会においてこれを解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認めたとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
- 2 当法人の理事を解任する場合には、社員総会において、総社員（正会員）の議決権の3分の1以上を有する社員（正会員）が出席し、出席した当該社員（正会員）の議決権の3分の2以上の決議を要する。
  - 3 当法人の監事を解任する場合には、社員総会において、総社員（正会員）の半数以上であって、総社員（正会員）の議決権の3分の2以上の決議を要する。
  - 4 第一項（2）に該当する場合は、その役員に対し、あらかじめ通知するとともに、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(顧 問)

第30条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委託する。
- 3 顧問は、本会の会務について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。



## 第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 3 1 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 能)

第 3 2 条 理事会は、理事の職務の執行の監督をする。

2 理事会は、法人法に規定する事項及びこの定款の別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 代表理事の選定及び解職に関する事項
- (3) 社員総会の招集及びこれに付議すべき事項
- (4) その他社員総会の議決を要しない会務に関する事項

(開 催)

第 3 3 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 法人法第 9 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により、会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、又は当該理事が招集したとき。
- (3) 法人法第 1 0 1 条第 2 項及び第 3 項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 3 4 条 理事会は、第 3 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により理事又は監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、第 3 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合には、請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(招集手続の省略)

第 3 5 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。



(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的たる事項について提案をした場合において、当該提案に議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 6 章 委 員 会

(委員会)

第40条 当法人は、事業推進のため必要と認めるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の構成員、任務及び構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議に基づき、これを定める。
- 3 前各項に定めるもののほか、委員会に関する事項は、別に定める。

## 第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第41条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第42条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁及び剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

(収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査役の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書についてはその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総社員（正会員）の半数以上であって、総社員（正会員）の議決権の3分の2以上にあたる議決を経な

ければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第48条 当法人は、社員総会において、総社員（正会員）の半数以上であつて総社員（正会員）の議決権の4分の3以上に当たる議決を経て解散をすることができる。

2 解散に伴う残余財産は、社員総会の総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に帰属させるものとする。

## 第 9 章 事 務 局

(事務局)

第49条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員を若干名置くことができる。

3 事務局長及び職員の任命は、理事会の議決を経て会長が行う。

4 事務局長は、理事をもって充てることができる。

5 事務局長は、事務局を統轄する。

6 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、別に定める。

## 第 10 章 附 則

(委 任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 当法人の設立時社員の氏名及び住所はつぎのとおりである。

三重県

辻 本 一 登

三重県

板 垣 正 幸

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

上記は当法人の現行定款と相違ありません。

令和5年8月27日

三重県津市北丸之内92番地 特定医療法人暁純会津腎クリニック内  
一般社団法人共益型**三重県臨床工学技士会**

代表理事 九鬼 弘和 ㊟